

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月10日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第10号

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による職務の級の分類の基準となるべき職務の級の内容は、別表第2の級別基準職務分類表のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第3条の3第1項中「級別職務分類表」を「級別基準職務分類表」に改める。

第4条第4項中「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に改め、「（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である職員にあつては、3号給）」を削り、同条第5項中「55歳を超える」を「次の各号に掲げる」に改め、「昇給は、」の次に「当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳（市長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

- (2) 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」、「（以下「8級職員」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第7条の2を次のように改める。

第7条の2 削除

第7条の3第2項中「100分の6」を「100分の4」に改める。

第8条第3項中「市長が」の次に「規則で」を加える。

第14条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第17条の2中「、第7条の2及び第8条」を削る。

第19条中「、扶養手当」、「、住居手当、通勤手当」、「、管理職手当」及び「、管理職員特別勤務手当」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条の2関係）

級別基準職務分類表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	主査の職務
5級	副主幹の職務
6級	課長補佐及び主幹の職務
7級	次長及び課長の職務
8級	部長の職務

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における改正後の香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第7条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養

親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情

にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 3 施行日から令和8年3月31日までの間における改正後給与条例第7条の3の規定の適用については、同条第2項中「100分の4」とあるのは、「100分の5」とする。

(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年条例第29号）第8条の改正規定を次のように改める。

第8条第1項中「から第14条の3まで及び第16条」を「、第14条及び第14条の3」に改める。

(香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 5 香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「、第7条の2」を削る。